



ペリージョンソン ラボラトリー アクレディテーション インク

認 定 証

ペリージョンソン ラボラトリー アクレディテーション インクは、
下記の組織を審査しました。

ユーロフィン QKEN 株式会社

〒811-3422 福岡県宗像市王丸 411-1

ここに本組織が、以下の認知された国際規格に基づき、認定されたことを証します。

ISO/IEC 17025:2017

本認定により、以下の分野において、関連する認定範囲付属書の技術的能力が確認されました。

化学的試験、生物的試験 (詳細は付属書に記述)

適合性評価活動に対する認定資格は、本認定証内で言及された住所のみを対象とし、関連する認定範囲で特定された活動のみに適用されます。
本認定は、上記規格の認定を管理する認定機関の規定に従って授与され、本組織はその規定を遵守することをここに誓約します。

PJLA:

トレーシー サーツェン
プレジデント

Perry Johnson Laboratory Accreditation, Inc. (PJLA)
755 West Big Beaver Road, Suite 1325, Troy, Michigan 48084

初回認定日

2011 年 11 月 23 日

発行日

2025 年 11 月 21 日

認定証有効期限

2027 年 12 月 31 日

認定番号

71716

認定証番号

L25-879

この認定証の有効性は、持続された認定に基づく継続審査を通して維持されています。
PJLAウェブサイト (www.pjllabs.com)でご確認いただけます

尚、本認定証は日本語翻訳版であり、英文の認定証を正式のものとします。



認定証付属書

ユーロフィン QKEN 株式会社

〒811-3422 福岡県宗像市王丸 411-1
山崎 明子 Tel: 0940-37-3988

本認定を、上記組織が実施する下記の適合性評価活動について授与します。

試験分野	試験・測定対象 (品目、材料、製品)	試験された成分、 特性、パラメータ	仕様又は標準方法	適用された技術 又は手法	フレックス コード	活動 場所
化学的試験	生鮮野菜	残留農薬	平成 17 年 1 月 24 日厚生労働省 食安発第 0124001 号「食品に残 留する農薬、飼料添加物または 動物用医薬品の成分である物質 の試験法について」を一部改編 した「残留農薬 GC 一斉検査実 施標準作業書(I104-1-1)」、 「残留農薬 LC 一斉検査実施標 準作業書 (I104-1-2)」	GC-MS/MS、 LC-MS/MS 政令基準値 0.01mg/kg	F1、 F3、 F4	F
	種実類	カビ毒 総アフラトキシン	平成 23 年 8 月 16 日厚生労働省 食安発 0816 第 2 号「総アフラト キシンの試験法について」を一 部改編した「総アフラトキシン 検査実施標準作業書(I104-1-3)」	LC-MS/MS 政令基準値 10 µg/kg	F1、 F4	F



認定証付属書

ユーロフィン QKEN 株式会社

〒811-3422 福岡県宗像市王丸 411-1
山崎 明子 Tel: 0940-37-3988

本認定を、上記組織が実施する下記の適合性評価活動について授与します。

試験分野	試験・測定対象 (品目、材料、製品)	試験された成分、 特性、パラメータ	仕様又は標準方法	適用された技術 又は手法	フレックス コード	活動 場所
生物学的試験	無加熱摂取冷凍食品	細菌数（生菌数）	昭和 34 年 12 月 28 日厚生省告示 第 370 号「食品、添加物等の規格基準」に基づく「生菌数検査 実施標準作業書(B11-3)」	寒天平板法 3000 CFU/g	F4	F
	無加熱摂取冷凍食品	大腸菌群	昭和 34 年 12 月 28 日厚生省告示 第 370 号「食品、添加物等の規格基準」に基づく「大腸菌群検査 実施標準作業書 (B11-4)」	寒天平板法 陰性・陽性	F4	F
化学的試験	食品	機器分析による異物の同定 a) 有機物（樹脂等） b) 無機物（金属等）	食品衛生検査指針（理化学編 追補 2019）第 10 章 異物を一 部改編した「異物分析（有機 物）実施標準作業書（I104-1- 11）」、「異物分析（無機物） 実施標準作業書（I104-1-12）」	FT-IR、 蛍光X線、 顕微鏡 （光学、実体、 デジタルマイクロ スコープ） 同定試験	F1、 F4	F

1. 活動場所（コード-活動場所）
F - 恒久的施設

2. フレックスコード

F0 - 固定スコープ項目（*フレキシブル認定対象外）

F1 - CABが試験・校正を行う能力の範囲で、特定された品目、材料、マトリックス、または製品と組成が類似する新しい品目、材料、マトリックス、または製品を対象とする。

F2 - CABが試験・校正を行う能力の範囲で、特定された認定済の基準又は手順の最新版（改訂なしを含む）を導入する場合を対象とする。

F3 - CABが試験・校正を行う能力の範囲で、特定された認定済の試験法に対するパラメータ / 構成要素 / 分析物を導入する場合を対象とする。

F4 - CABが試験・校正を行う能力の範囲で、特定されたものと同じ技術または手法を用いて、認定済の非標準法の新たな改訂版を導入する場合を対象とする。

F5 - CABが試験・校正を行う能力の範囲で、特定された認定済の方法（同一の技術または手法を用いる）と同等の妥当性が確認された方法を導入する場合を対象とする。